

水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会について

平成22年 1 月 27 日 制 定
平成27年 7 月 31 日 一 部 改 正
水 産 庁 長 官

第 1 開催

水産関係公共事業の事業評価実施要領（平成11年 8 月 13 日 付 け 11 水 港 第 3362 号）
第 7 の 3、第 8 の 2 及 び 第 10 の 規 定 に 基 づ き、「水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会」（以下「技術検討会」という。）を開催するものとする。

第 2 構成

- 1 技術検討会は、委員 4 名以内をもって開催する。
- 2 委員は、国、都道府県その他行政団体に属する者以外の者をもって構成する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員の任期は、2 年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 技術検討会に、参考人を出席させることができる。

第 3 座長

- 1 技術検討会に座長をおき、委員の互選によって選任する。
- 2 座長は、会務を総理し、技術検討会を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。

第 4 運営

- 1 技術検討会は、水産庁が実施する直轄事業に係る期中の評価について、当該事業実施の妥当性の検討を行う。
また、水産関係公共事業の事業評価について、専門的立場から技術的助言を行うことにより、評価の客観性、評価手法の向上等を図るものとする。
- 2 技術検討会の運営については、次のとおりとする。
 - (1) 会議は、公開とする。
 - (2) 会議の資料は、会議終了後、ホームページへの掲載等により公表する。
 - (3) 会議の議事録については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページへの掲載等により公表する。
- 3 2 にかかわらず、個人の権利・利益を害するおそれのある場合、企業秘密にふれることとなる場合等であって、技術検討会が必要と判断したときは、会議を非公開とし、会議資料を非公表とすることができる。

第 5 その他

- 1 技術検討会の庶務は、水産庁漁港漁場整備部計画課において処理する。

(別紙)

水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会委員名簿

敬称略、五十音順

氏 名	役 職
おかやす あき お 岡安 章夫	東京海洋大学学術研究院 海洋資源エネルギー学部門 教授
なかむら りょうへい 中村 良 平	岡山大学大学院 社会文化科学研究科・経済学部 特任教授
やました はるこ 山下 東子	大東文化大学 経済学部 教授
よしだ けんたろう 吉田 謙太郎	九州大学エネルギー研究教育機構 教授

農林水産省政策評価第三者委員会 委員名簿

(農林水産大臣が委嘱。任期: 令和2年9月1日～令和4年8月31日(2年間))

(五十音順、敬称略)

いし 石	い 井	いさお 功	輪島漁業生産組合 参事
きょう 興	の 野	れい こ 礼 子	酪農経営
くるみ 榎	さわ 澤	よし き 能 生	早稲田大学 法学学術院 法学部 教授
こ 古	が 賀	ひさ こ 久 子	税理士法人土井税務会計事務所税理士
たけ 竹	もと 本	しょう ご 彰 吾	有限会社たけもと農場代表取締役
ち 智	だ 田	ゆう いち 裕 一	株式会社フジテレビジョン ニュース総局 報道局 解説委員
な 南	じま 島	かず ひさ 和 久	国立大学法人新潟大学 人文社会学系(法学部)教授
はく 白	た 田	のり こ 典 子	有限会社良品工房 取締役
ふた 二	むら 村	ちか こ 睦 子	日本生活協同組合連合会 執行委員 組織推進本部長
みやぞえ 美谷添	り え こ 里 恵 子		白鳥林工協業組合 代表理事